

別表1(スマート農業、規模の拡大)

成果目標の配分基準表

項目	現状の水準	点数
①付加価値額の拡大	目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	ア 現状値より20%以上拡大することとしている。	5点
	イ 現状値より15%以上拡大することとしている。	4点
	ウ 現状値より10%以上拡大することとしている。	3点
	エ 現状値より 5%以上拡大することとしている。	2点
	オ 現状値より拡大することとしている。	1点
②経営面積の拡大	目標年度における経営面積の目標が以下のいずれかとなっている。 ただし、⑦新規組織化ポイントの加算を受ける者であり、事業実施年度に新たに組織化する者の現状値は、構成員となる者の現状値の合計とする。	
	ア 現状値より40%または20ha以上拡大することとしている。	5点
	イ 現状値より30%または15ha以上拡大することとしている。	4点
	ウ 現状値より20%または10ha以上拡大することとしている。	3点
	エ 現状値より10%または 5ha以上拡大することとしている。	2点
	オ 現状値より 5%または 3ha以上拡大することとしている。	1点
③労働時間の削減	目標年度における農作業の一部または全部の労働時間の目標が以下のいずれかとなっている。	

	ただし、⑦新規組織化ポイントの加算を受ける者であり、事業実施年度に新たに組織化する者の現状値は、構成員となる者の現状値の合計とする。	
	ア 現状値より40%以上削減することとしている。	5点
	イ 現状値より30%以上削減することとしている。	4点
	ウ 現状値より20%以上削減することとしている。	3点
	エ 現状値より10%以上削減することとしている。	2点
	オ 現状値より 5%以上削減することとしている。	1点
④スマート農業の推進	以下のいずれかに該当している。	
	ア スマート農業機械を含む整備計画である。(ア、イの重複は不可)	2点
	イ スマート農業を実践している。	1点
⑤地域農業の指導者		
	ア 指導農業士の認定を受けている者または認定を受けている者が所属する法人または任意組織である。(ア、イの重複は不可)	2点
	イ 青年農業士の認定を受けている者または認定を受けている者が所属する法人または任意組織である。	1点
	ウ 指導農業機械士の認定を受けている者または認定を受けている者が所属する法人または任意組織である。(ウ、エの重複は不可)	2点
	エ 農業機械士の認定を受けている者または認定を受けている者が所属する法人または任意組織である。	1点
⑥法人化	法人化しているまたは目標年度までに法人化することとしている。 ただし、⑦新規組織化ポイントの加点を受ける者を除く。 なお、青色申告を行っているまたは目標年度までに行うこととしている場合は、	2点

	右記点数にさらに1点加点する。	
⑦新規組織化	個人農業者が事業実施年度に新たに組織化するまたは事業実施前年度に組織化した者である。 なお、原則として集落以上を単位とする地区であるとともに組織の構成員は3名以上とし、集落等受益地域の合意を得ていること。	3点
⑧農地の集積	農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けているまたは事業実施年度中の賃借権の設定等が確実である。	2点
⑨新規雇用	目標年度までに新たに1名以上の常時雇用の雇用を行う。 ただし、常時雇用者とは、年間7ヶ月以上雇用される者とする。	2点
⑩人材育成の推進	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者(農業系学科に在籍する学生等を含む。)に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1点
⑪環境保全型農業の推進	以下のいずれかに該当している。 ア 目標年度までに化学農薬または化学肥料使用量を福井県特別栽培農産物認証制度実施要領別記1の別表1に掲げる使用基準以下に削減することとしている。 イ 有機JASの認証を受けているまたは目標年度までに新規で認証を受けることとしている。	1点
⑫多様な農業者の参画	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者または50歳以下の若手農業者(自らが農業経営を行っている者)であるもの。 イ 代表者が女性または50歳以下の者であるか、役員もしくは構成員のうち女性、50歳以下の者の合計が過半を占める法人または任意組織であるもの。 ウ 法人または任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に、女性または50歳以下の者が当該部門の責任者であるもの。	2点
⑬農作業安全の推進	以下のいずれかに該当している。 ア 事業実施年度にGAPまたは農作業安全の取組にかかる研修を受講することとしている。 イ GLOBALG. A. P. またはASIAGAPの認証を受けている。	1点

⑭リスクへの備え	収入保険等(農産物を対象としたもの)に加入しているまたは事業実施年度中の加入が確実である。	1点
⑮農地の集約化	<p>目標年度における農地の集約化の目標が以下のいずれかとなっている。</p> <p>ア 1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積の割合が現状値より20%以上増加することとしている。</p> <p>イ 1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積の割合が30%以上の事業実施主体において、耕作する団地または独立する1筆の農地の一箇所当たりの平均面積が現状値より50%以上拡大することとしている。</p> <p>ただし、「中山間地域」とは農業地域類型の中山間農業地域および山間農業地域に該当する地域とし、「団地」とは、一連の農作業に支障をきたさない以下の農地とする。</p> <p>① 畦畔で接続する2筆以上の農地</p> <p>② 農道または水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地</p> <p>③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地</p> <p>④ 段状に接続する2筆以上の農地</p> <p>⑤ 事業実施主体の宅地等に接続している2筆以上の農地</p>	2点